

令和7年度
大阪市国民健康保険運営協議会
第1回総会資料

資料2

「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更について

令和7年10月
大阪市福祉局

資料目次

1 子ども・子育て支援金制度の概要

- | | | |
|-------------------|-------|------|
| (1) 制度の概要、財源の基本骨格 | | P. 1 |
| (2) 子ども・子育て支援納付金 | | P. 2 |
| (3) 支援金の試算 | | P. 3 |

2 子ども・子育て支援納付金分保険料に係る 賦課方式等について

- | | | |
|----------------------|-------|------|
| (1) 標準的な保険料算定方法（大阪府） | | P. 4 |
| (2) 広域化調整会議における検討 | | P. 5 |

3 「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更について

- | | | |
|-----------------------------------|-------|------|
| (1) 「大阪府国民健康保険運営方針」について | | P. 6 |
| (2) 「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更に係るスケジュール | … | P. 8 |

1 子ども・子育て支援金制度の概要

(1) 制度の概要、財源の基本骨格

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が令和6年6月12日に公布され、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度に創設される。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化 1.7兆円	全てのこども・子育て世帯を 対象とする支援の拡充 1.3兆円	共働き・共育ての推進 0.6兆円
-------------------	--------------------------------------	---------------------

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

既定予算の最大限の活用等

1.5兆円

歳出改革の徹底等

1.1兆円

1.0兆円

（支援金制度関係）

- ・児童手当の拡充
- ・妊婦のための支援給付
- ・こども誰でも通園制度
- ・出生後休業支援給付
- ・育児時短就業給付
- ・国民年金第1号被保険者の保険料免除措置 等

予算を通じて支出

社会保険制度を通じて拠出する
仕組みを創設（支援金制度）

社会保障
経費の伸び

公費節減の効果

社会保険負担
軽減の効果

その他
(福祉等)

社会保険
(医療・介護等)

社会保障改革の徹底
(改革工程を策定)

賃上げ

公費(国・地方)

社会保険料財源

(2) 子ども・子育て支援納付金

※数字はR10年度の見込み

- 国民健康保険においても、令和8年度の保険料から子ども・子育て支援納付金分保険料の賦課・徴収が必要となる。

支援納付金の総額 (充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費 (※) の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】※R10見込み。

R8・9は8%（法定）

1,100億円程度

後期高齢者以外 【91.7%】

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて
按分。

国保と被用者保険

国保と被用者保険の加入者数により按分

2,500万人

国保
【23%】

3,000億円程度

7,400万人

被用者保険
【68%】

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に
応じて按分。

総報酬により按分

3,800万人

協会けんぽ
【30%】

3,900億円程度

2,700万人

健保組合
【28%】

3,700億円程度

940万人

共済
組合等
【10%】

1,300億円程度

被用者保険間

（労使折半）
（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

事業主が0.4兆円程度を拠出

(3) 支援金の試算

- 国の試算によると、国民健康保険の「加入者一人当たり支援金額」は平均月額250円～400円となる見込み

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

	加入者一人当たり支援金額			(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め) (参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

※ R7.3 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料より

2 子ども・子育て支援納付金分保険料に係る賦課方式等について

(1) 標準的な保険料算定方法（大阪府）

- 子ども・子育て支援納付金分保険料の賦課方式等については、各市町村の条例で定めることとされている。
- 大阪府では、府内市町村で保険料水準を完全統一しており、子ども・子育て支援納付金分保険料の賦課方式等についても統一することとなる。

	(応益割)		(応能割)	賦課方式
	平等割 ※世帯あたり	均等割 ※被保険者あたり	所得割	
医療分	○	○	○	3方式
後期高齢者支援金分	○	○	○	3方式
介護納付金分	-	○	○	2方式
子ども・子育て支援 納付金分	※府及び府内市町村の協議により決定			※府及び府内市町村の 協議により決定

（参考）現行の大阪府国民健康保険運営方針

- 標準的な保険料算定方法（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）
 - ① 標準的な保険料算定方式
3方式（ただし、介護納付金分保険料は2方式）
 - ② 標準的な応益割と応能割の割合
1 : β （ β は所得のシェアをどの程度事業費納付金の配分に反映させるかを調整する係数）
 - ③ 応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合
60 : 40
 - ④ 賦課限度額
医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分とも、国民健康保険法施行令で定める額

(2) 広域化調整会議における検討

- 大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成される「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において検討
→ 賦課方式は「2方式」、賦課限度額は「国民健康保険法施行令で定める額」とする。

〔広域化調整会議における主な議論内容〕

- 子ども・子育て支援金制度については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑みて、子どもがいる世帯の拠出額が増えないことを前提に制度設計がなされている。
- 3方式とした場合、世帯ごとに平等割が賦課されることから、18歳未満の子どもにも間接的に保険料が賦課されることとなる。
- 2方式とした場合、子どもの有無に関わらず18歳以上の人数に対してのみ保険料が賦課されることとなる。
18歳未満の子どもの均等割額は10割軽減され、その軽減分については、18歳以上の被保険者に賦課される。
(※) 18歳に達する日以後最初の3月31日以前の子ども

(参考) アンケートにおける本市意見

- 「子ども子育て支援金制度の趣旨に鑑みると、賦課総額を18歳以上の大で平等に負担する仕組み（2方式）が適当と考える。」

【賦課方式が2方式の場合の18歳未満の子どもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）】

（18歳未満被保険者）

$$\text{保険料 (子ども支援金分)} = \text{所得割額} + \text{均等割額} \quad \Rightarrow \quad \text{18歳未満均等割軽減額の総額} \div \text{18歳以上被保険者数} = \text{18歳以上均等割額}$$

（18歳以上被保険者）

$$\text{保険料 (子ども支援金分)} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{18歳以上均等割額}$$

3 「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更について

(1) 「大阪府国民健康保険運営方針」について

都道府県国民健康保険運営方針とは…

国民健康保険の安定的な財政運営並びに国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための「統一的な方針」として都道府県が策定するもの

(1) 運営方針において定める事項 [国保法第82条の2第2・3項]

- ・国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・保険料の標準的な算定方法に関する事項
- ・保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ・保険給付の適正な実施に関する事項
- ・医療費適正化の取組に関する事項
- ・国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ・保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項 など

(2) 法定市町村意見聴取 [国保法第82条の2第7項]

都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。

(3) 市町村の努力義務 [国保法第82条の2第9項]

市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

○ 経 過

- 平成29年12月 平成30年度～平成32年度（令和2年度）の運営方針策定
令和2年12月 令和3年度～令和5年度の運営方針策定
令和5年12月 令和6年度～令和11年度の運営方針策定
※概ね3年を目安として、必要に応じて見直すものとする

○ スケジュール

- 9月4日 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議
(事業運営検討WG ・ 財政運営検討WG) における協議
9月25日 大阪府国民健康保険運営協議会
9月26日～10月8日 法定市町村意見聴取
10月1日 大阪市国民健康保険運営協議会（諮問）
10月中旬～11月中旬 大阪府によるパブリックコメント
11月中旬 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議
11月下旬 大阪府国民健康保険運営協議会（諮問）
12月中旬 「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更決定～公表

(2) 「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更に係るスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法定手続等						法定市町村 意見聴取 9/26～ 10/8		パブリック コメント 10月中旬 ～ 11月中旬		運営方針 変更 12月		
府運協						府運協 9/25	運営方針 (案) 策定	府運協 11月	運営方針 (案) 諮問			
調整会議		調整会議 5月	事業運営検討WG 財政運営検討WG		調整会議 8月・9月	運営方針 (案) 協議		調整会議 11月	運営方針 (案) 協議			
市運協							市運協 10/1	運営方針一部変更 に対する意見 諮問		市運協 2月	報告事項等	